

指宿市スポーツ功労者等及びスポーツ活動優秀選手等 選考基準

1 スポーツ功労者

地域・職場・団体において、引き続き８年以上スポーツを通じた健康づくり，地域交流，その他の活動を含むスポーツの普及奨励のための企画又は指導に顕著な功績があった者で，50 歳以上の者とする。

ア 過去において，主としてスポーツに関する功績により市段階の表彰を受けたことのない者。

イ スポーツ推進委員は対象外とする。ただし，スポーツ推進委員の活動以外での功績によって表彰を受けようとする者及びスポーツ推進委員の活動歴が８年から 10 年で退任した者は対象とする。

2 スポーツ優良団体

地域又は職場の団体及びスポーツクラブで，団体設立後少なくとも５年以上経過し，その実績が年々向上していると認められる団体であること。

ア 組織的・計画的にスポーツ活動を行っていること。

イ 当該団体の行うスポーツを通じた健康づくり，その他の活動が，その地域又は職場の活性化及び健康増進に貢献していること。

3 スポーツ活動優秀選手・団体

小学生以上で本市に居住，若しくは本市出身で，次の成績を収めた者及び団体。

ア 国際大会に出場

イ 国民スポーツ大会・全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会で 6 位以内に入賞

ウ 国民スポーツ大会九州ブロック大会・全九州高等学校体育大会・九州中学校体育大会で 3 位以内に入賞

エ 県民スポーツ大会・県高等学校総合体育大会・県中学校総合体育大会で優勝

オ その他，上記の大会に準ずる大会で入賞

（全国大会 6 位以内，九州大会 3 位以内，県大会優勝）

4 選考委員会

指宿市スポーツ功労者等及びスポーツ活動優秀選手等表彰規程第 5 条の推薦書の提出

があった場合は、選考委員会において審査するものとし、審査の結果を市長へ報告するものとする。

ア 選考委員は次に掲げる職にある者をもって指定の役員に充てる。

委員長

・市スポーツ協会 会長

副委員長

・農水商工観光部長

委員

・市スポーツ協会 副会長

・市スポーツ協会 理事長

・スポーツ振興課長

イ 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

エ 選考委員会の庶務は、農水商工観光部スポーツ振興課により処理する。

5 表彰の取り消し

委員長は、被表彰者が本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失墜し、又は市民の信用を得なくなつたと認めるときは、当該表彰を取り消すことができるものとする。

6 その他

特に選考委員会で認められた者及び団体についても表彰することができる。

附則

この選考基準は令和8年4月1日から施行する。